

平成29年 第12回

戸田市教育委員会定例会

平成29年12月14日（木）午後4時

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第12回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第38号 彩湖自然学習センターの休館について…………… 1

議案第39号 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について…… 3

議案第40号 戸田市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令（案）について…… 6

議案第41号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の委嘱について…………… 11

議案第42号 戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例（案）について… 13

議案第43号 平成30年度特別支援学級設置計画について…………… 14

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成30年1月25日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

彩湖自然学習センターの休館について

戸田市立郷土博物館条例（昭和58年条例第4号）第6条第5号の規定により、下記のとおり彩湖自然学習センターを休館することについて承認を求める。

記

1 休館期間

平成30年1月5日（金）から平成30年3月31日（土）まで

2 休館の理由

施設老朽化への対処及び建築基準法に係る既存不適格を改善するために国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が実施する修繕工事に伴い彩湖自然学習センターを休館する。

【参考】

戸田市立郷土博物館条例～抜粋～

（休館日）

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

彩湖自然学習センター修繕工事（概要）

1 経過

彩湖自然学習センターの建物は、平成9年完成後20年を経過し、老朽化が進行している。また、建築基準法の改正等により既存不適格となった設備があることから、国との管理協定に基づいて大規模修繕が行われることとなった。

2 主な修繕箇所

① 昇降機更新

施設の老朽化及び建築基準法既存不適格（地震時の対策）の解消

② 汚水排水路の移設と浄化増更新

地盤沈下による施設損傷の解消

浄化槽法改正に伴う施設の更新（単独槽から合併処理浄化槽に更新）

③ 玄関スロープ

地盤沈下による損傷の解消、バリアフリー対応

④ 玄関自動ドア

地盤沈下による損傷に伴う設備の更新

⑤ 障がい者用駐車場の新設

3 工事期間中を休館とした理由

工事において、長期間センターの出入口の使用ができなくなること、肢体に障害のある者が利用する昇降機が使用できなくなること、及び通路が狭く工事作業に際して十分に安全を確保するスペースがとれないことから工事期間中（その前後を含む。）休館するものである。

なお、工事期間中の彩湖自然学習センター担当の執務は、3階事務室で執務することとし、講座開催等の事業については近隣施設の借上げ等により実施する予定

議案第39号

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家
図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館

」

を

「

生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曽公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館
-------	-------------------------------------

」

に改める。

第3条学務課の項に次の1号を加える。

(15) 学校運営協議会に関する事。

第3条生涯学習課の項に次の2号を加える。

(11) 図書館に関する事。

(12) 郷土博物館に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正前	改正後(案)																		
<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、課等に属する施設は、次のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 611 405 659">課等</th> <th data-bbox="405 611 1133 659">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 659 405 715">(略)</td> <td data-bbox="405 659 1133 715">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 715 405 831">生涯学習課</td> <td data-bbox="405 715 1133 831">下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 831 405 948">図書館・郷土博物館</td> <td data-bbox="405 831 1133 948">図書館 郷土博物館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 948 405 1002">(略)</td> <td data-bbox="405 948 1133 1002">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課等	施設	(略)	(略)	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家	図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 611 1400 659">課等</th> <th data-bbox="1400 611 2128 659">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 659 1400 715">(略)</td> <td data-bbox="1400 659 2128 715">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 715 1400 948">生涯学習課</td> <td data-bbox="1400 715 2128 948">下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 948 1400 1002">(略)</td> <td data-bbox="1400 948 2128 1002">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課等	施設	(略)	(略)	生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館	(略)	(略)
課等	施設																		
(略)	(略)																		
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家																		
図書館・郷土博物館	図書館 郷土博物館																		
(略)	(略)																		
課等	施設																		
(略)	(略)																		
生涯学習課	下戸田公民館 美笹公民館 新曾公民館 少年自然の家 図書館 郷土博物館																		
(略)	(略)																		
<p>3 (略) (事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>学務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p>	<p>3 (略) (事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (略)</p> <p>学務課</p> <p>(1)～(14) (略)</p>																		

改正前	改正後(案)
<p>教育政策室・学校給食課 (略)</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>(15) 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p>教育政策室・学校給食課 (略)</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 図書館に関すること。</u></p> <p><u>(12) 郷土博物館に関すること。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

議案第40号

戸田市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市教育委員会事務局専決規程（昭和40年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表固有専決事項の表中

「

生涯学習課
図書館・郷土博物館

」

を

「

生涯学習課

」

に、「国土交通省関東地方整備局荒川上流工事事務所」を「国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会事務局専決規程新旧対照表

改正前						改正後(案)					
本則 (略)						本則 (略)					
附則 (略)						附則 (略)					
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)					
共通専決事項 (略)						共通専決事項 (略)					
固有専決事項						固有専決事項					
	専決事項				備考		専決事項				備考
	課長	次長	教育部長	指定合議先			課長	次長	教育部長	指定合議先	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>生涯学習課</u>	生涯学習に係る基礎資料の収集及び作成に關すること。					<u>生涯学習課</u>	生涯学習に係る基礎資料の収集及び作成に關すること。				
	生涯学習に係る関係機関及び団体との連絡調整に關すること。						生涯学習に係る関係機関及び団体との連絡調整に關すること。				
	社会教育活動に關する関係機関及						社会教育活動に關する関係機関及				

	び団体との連絡に関すること。				
	少年自然の家の使用許可に関すること。				
	少年自然の家の使用料の減免に関すること。				
	少年自然の家の施設管理に関すること。				
	公民館活動に関する関係機関及び団体との連絡に関すること。				
	公民館の使用許可に関すること。				
	公民館の施設管理に関すること。				
図書館	図書館活動				

	び団体との連絡に関すること。				
	少年自然の家の使用許可に関すること。				
	少年自然の家の使用料の減免に関すること。				
	少年自然の家の施設管理に関すること。				
	公民館活動に関する関係機関及び団体との連絡に関すること。				
	公民館の使用許可に関すること。				
	公民館の施設管理に関すること。				
	図書館活動				

・郷土 博物館	に関する関係機関及び団体との連絡に関する こと。				
	図書館の 使用許可に 関すること。				
	図書の選定 及び廃棄に 関すること。				
	図書館の施 設管理に 関すること。				
	博物館活動 に関する関 係機関及び 団体との連 絡に関する こと。				
	郷土博物館 の使用許可 に関するこ と。				
	郷土博物館 の入館料の 減免に 関すること。				

	に関する関係機関及び団体との連絡に関する こと。				
	図書館の 使用許可に 関すること。				
	図書の選定 及び廃棄に 関すること。				
	図書館の施 設管理に 関すること。				
	博物館活動 に関する関 係機関及び 団体との連 絡に関する こと。				
	郷土博物館 の使用許可 に関するこ と。				
	郷土博物館 の入館料の 減免に 関す				

資料の寄託 に関するこ と。				
資料の収集 整理及び管 理に関する こと。				
郷土博物館 の施設管理 に関するこ と。				
彩湖自然学 習センター の施設管理 及び運営に 関すること。				
<u>国土交通省 関東地方整 備局荒川上 流工事事務 所との連絡 調整に関す ること。</u>				

(注) (略)

ること。				
資料の寄託 に関するこ と。				
資料の収集 整理及び管 理に関する こと。				
郷土博物館 の施設管理 に関するこ と。				
彩湖自然学 習センター の施設管理 及び運営に 関すること。				
<u>国土交通省 関東地方整 備局荒川上 流河川事務 所との連絡 調整に関す ること。</u>				

(注) (略)

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に基づく学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給の方法について定めることを目的とする。

（報酬の額）

第2条 委員の報酬の額は、年額12,000円とする。

（報酬の支給の方法）

第3条 委員の報酬は、年度の末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）に支給する。ただし、委員が年度の途中でその職を離れたときは、当該職を離れた日以後遅滞なく支給する。

2 委員が年度の途中における月の初日にその職に就いたとき又は月の末日にその職を離れたときは月割りによって計算した額を、月の途中でその職に就いたとき又はその職を離れたときはその月を除く部分について月割りによって計算した額とその月の月額相当額をその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額との合計額をそれぞれ支給する。

3 前項の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（旅費）

第4条 委員が公務のため市外に旅行したときは、戸田市職員等の旅費に関する条例（昭和49年条例第16号）第20条の規定に準じて旅費を支給する。

2 委員には、市長が特に認める場合以外日額費用弁償を支給しない。

（準用）

第5条 この条例に定めるもののほか委員の報酬及び旅費の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員提案について

平成29年第12回教育委員会(定例会)

平成29年12月14日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① アクティブ・ラーニングの研究実践について（土肥委員）……………当日配付
（教育政策室）



アクティブ・ラーニングの研究実践について

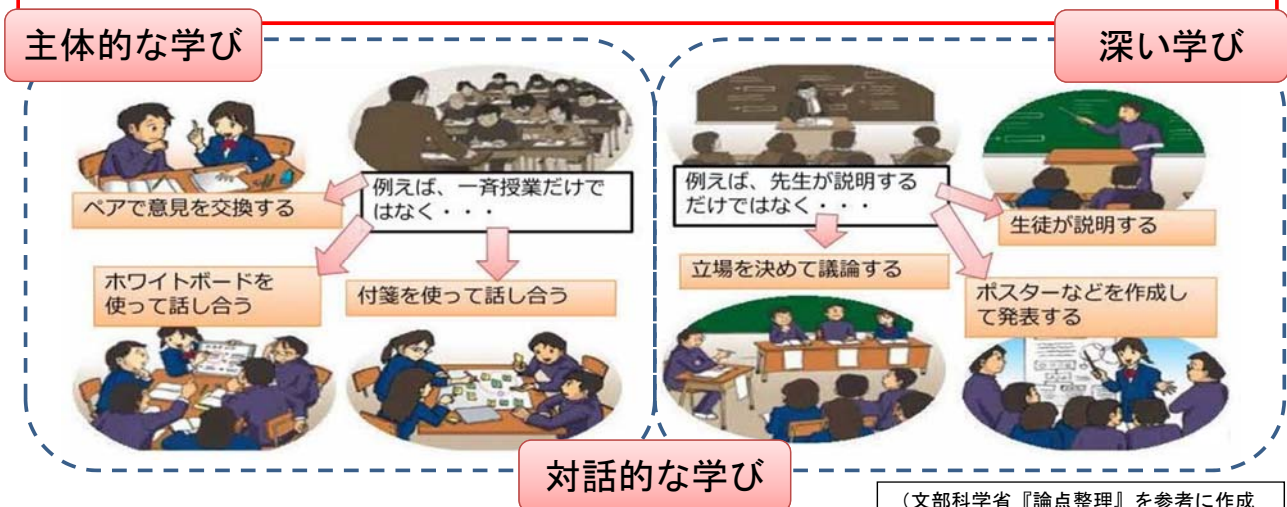
戸田市教育委員会 教育政策室

0

「アクティブ・ラーニング」について

「アクティブ・ラーニング」は・・・

教員による一方向的な講義形式の授業ではなく、児童生徒の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。



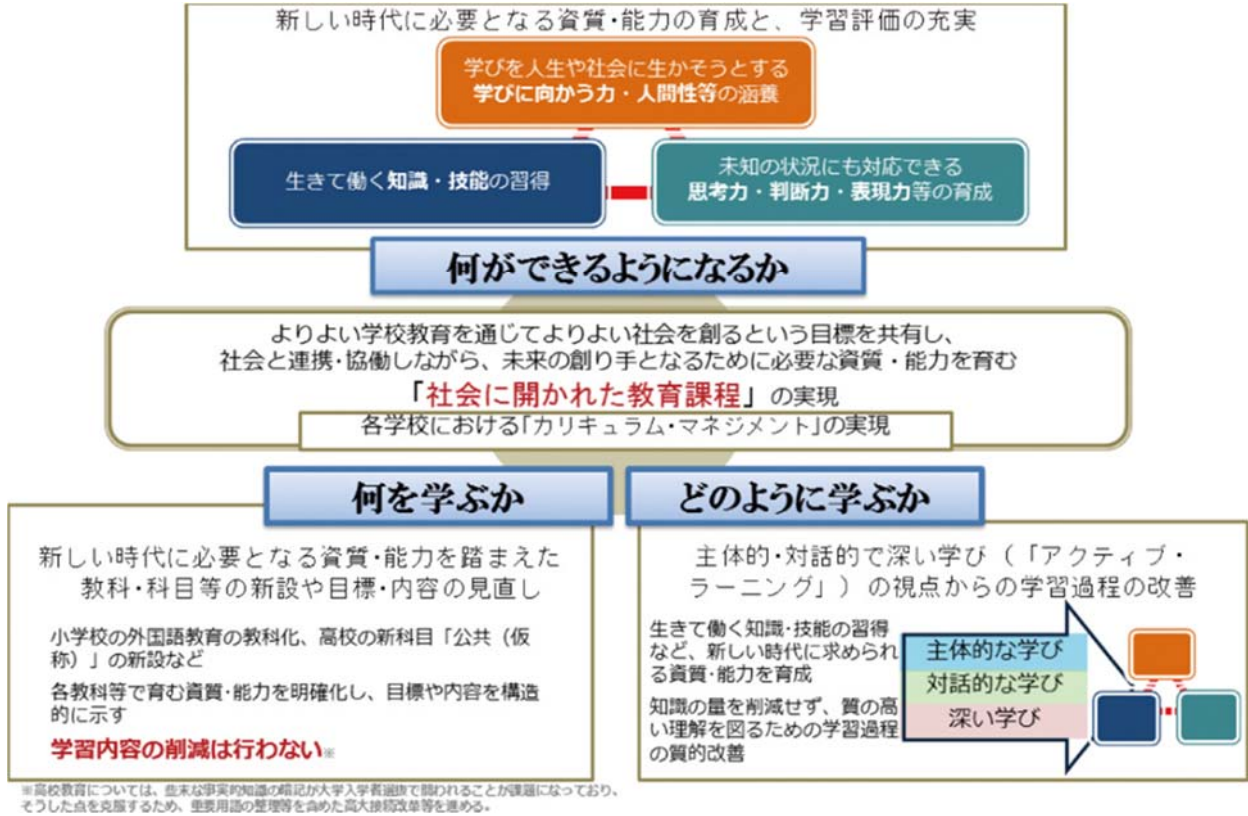
【埼玉県教育委員会】

「アクティブ・ラーニング」は、「児童生徒の知識・技能、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力、人間性を育むため」に有効である。

1

学習指導要領改訂の方向性

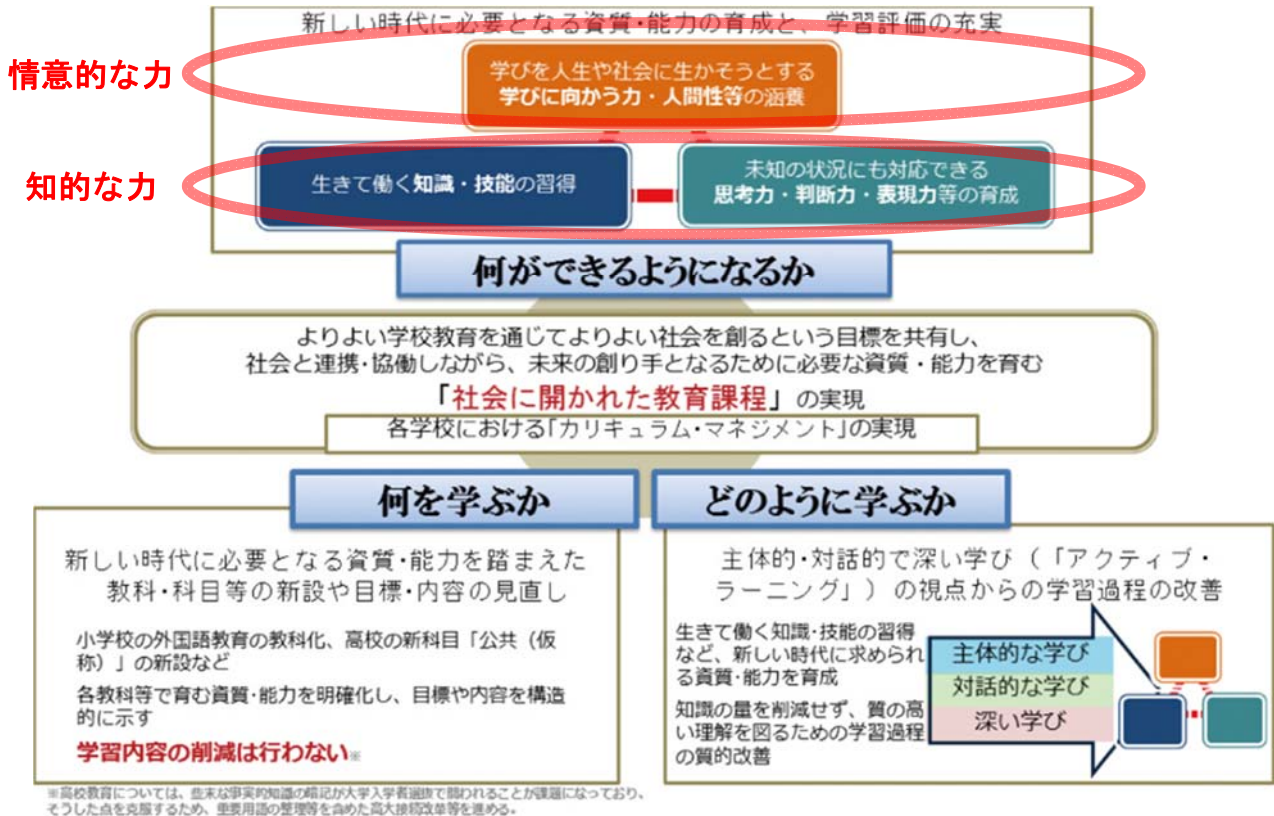
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月21日）



2

学習指導要領改訂の方向性

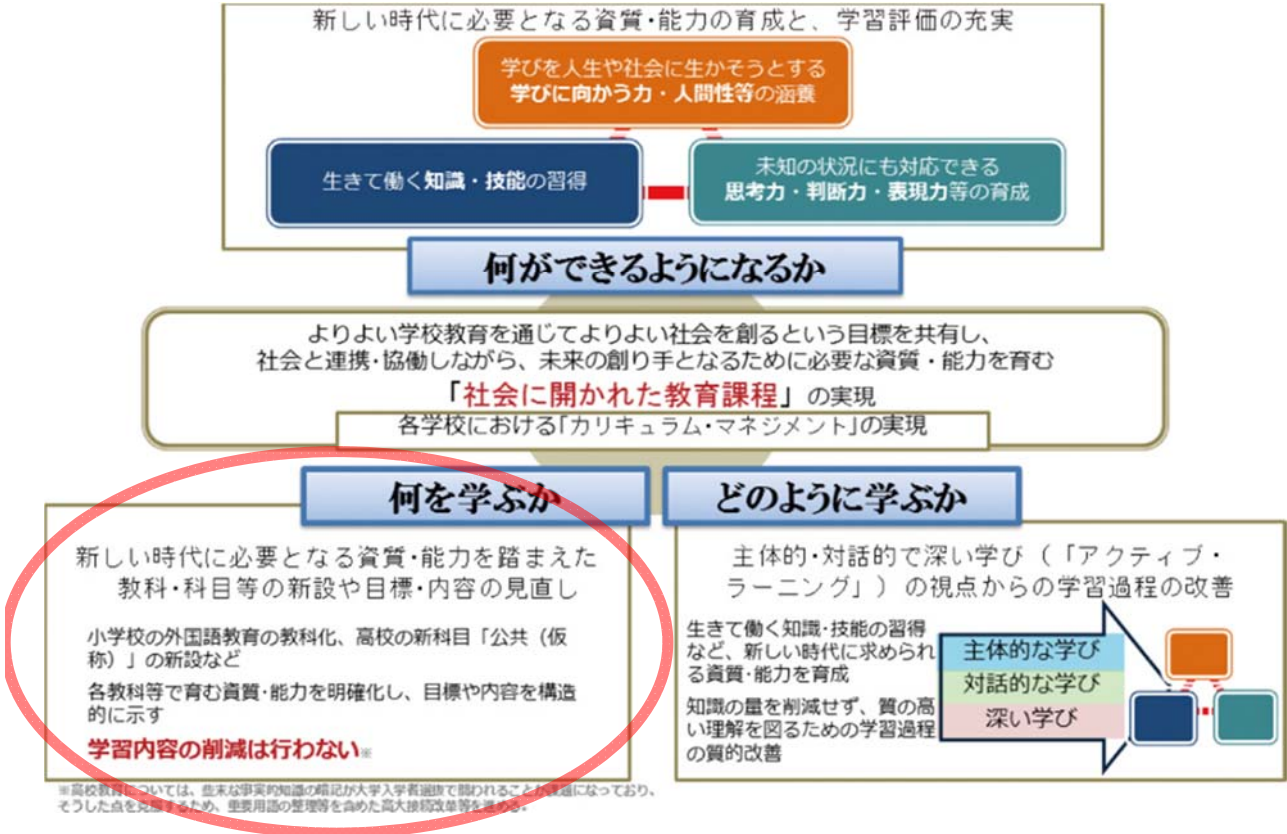
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月21日）



3

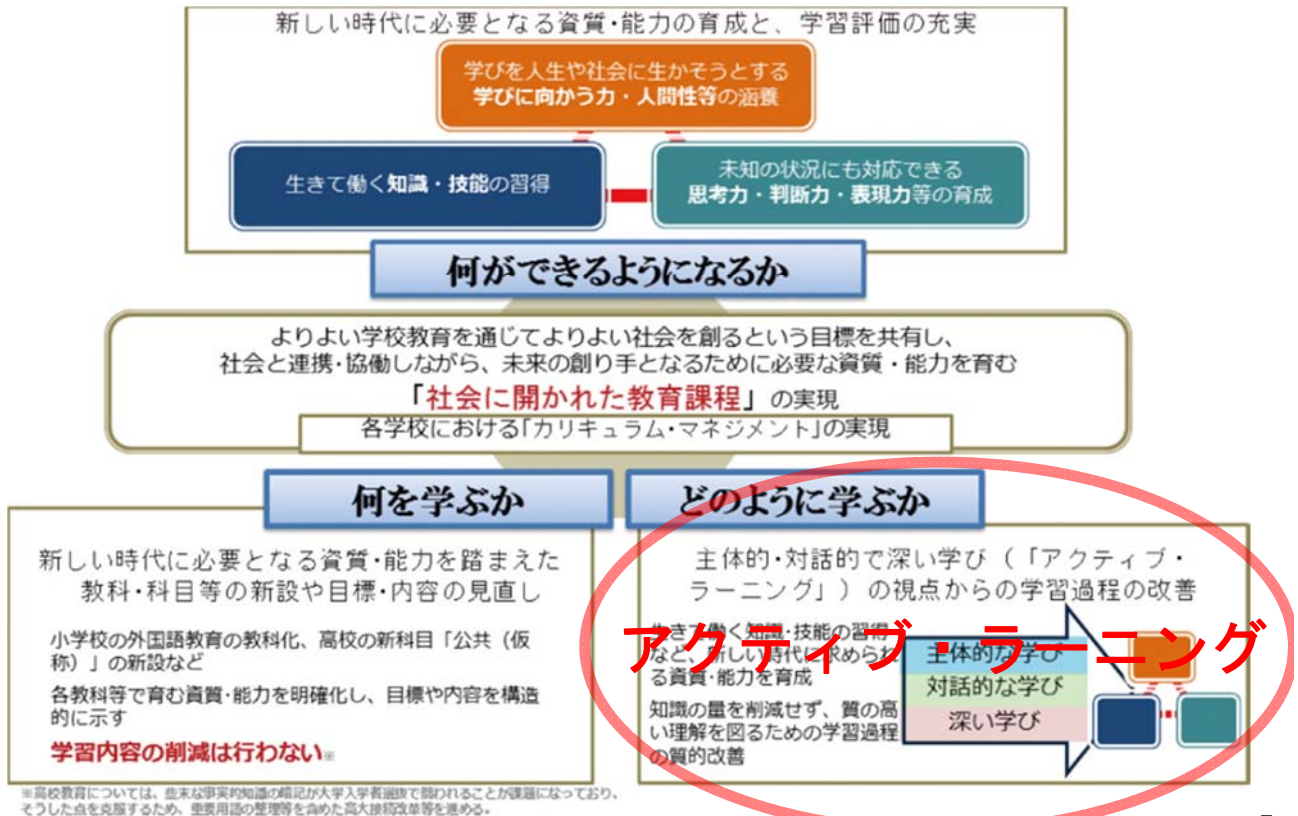
学習指導要領改訂の方向性

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月21日）



学習指導要領改訂の方向性

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月21日）



アクティブ・ラーニングの授業

ICTを効果的に使い、学び合い、新たな気づきを生む



6

アクティブ・ラーニングの推進

☆☆☆ 平成29年度 指導の重点・主な施策 ☆☆☆

◆アクティブ・ラーニングの推進

アクティブ・ラーニング 6つのチェックポイント

アクティブ・ラーニングの視点から、PDCAサイクルに基づき、**不断の授業改善**を図っていくことが、児童生徒の学力向上につながる。そこで、授業を評価する際の基本的な6項目をチェックポイントとして示した。授業研究の視点として積極的に活用していただきたい。

主体的な学び

1 子供が目標を理解し、課題に興味をもって取り組んでいたか。

- 本時の目標は明確であるか。「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」「何ができるようになるか」
- 目標がどの程度実現しているかを測る適切な評価規準が設定されているか。
- 意欲を高める導入（課題・資料提示の工夫等）がなされているか。

2 子供が学習の見通しをもつことができていたか。

- 本時のめあてや学習課題を提示し、児童生徒が見通しをもてるようにしているか。
- 適切な学習問題（課題）があり、見通しをもって解決することができているか。
- 問題（課題）解決的な学習過程が設定され、活動に適切な時間が配分されているか。

3 子供が自分の考えを表現することができていたか。

- 一人一人の具体的な学習活動が行われているか（時間や場の設定）。

対話

◆アクティブ・ラーニングの推進

協調学習の進め方

協調学習は、共通の課題をもった仲間との関わり合いを通して、自分の考えの質を高めるための学習の在り方であり、知識構成型ジグソー法は、協調学習を行いやすくする一つの手法である。協調学習を行い、児童生徒が「話し合うことで、学びが深まる」ことを実感できることが重要である。

<h4>授業設計</h4> <p>【例】社会科 三人の武将 (授業のまとも) 秀吉は、平和で安定した社会をつくらうとしたか考えよう。 授業のねらいを達成するためのジグソー活動の構成 A 本題 快活 B 刀狩り C 身分制度 (課題の設定) 吉原秀吉は、どのような社会をつくらうとしたか考えよう。</p>	<h4>活動1 課題に対するはじめの考えを書く</h4> <p>【課題】 吉原秀吉は、どのような社会をつくらうとしたか考えよう。 課題に対する最初の自分の考えを書く。</p>	<h4>活動2 エキスパート活動</h4> <p>A A A 本題快活の目的は何だろうか B B B 刀狩りに込められた思いとは何か C C C 身分制度にはどんな目的があるか エキスパート活動の課題は、単なる知識の意味理解ではなく、なぜだろうと調べてみたい！と意欲を課題を設定する。</p>
<h4>活動3 ジグソー活動</h4> <p>秀吉は、本題快活を行うことで、刀狩りは身分制度によって、各エキスパートグループから集まった新しいグループをつくる。 A・B・Cの資料について発表し合うだけでなく、課題に立ち戻り、グループとしての考えを深める時間にする。</p>	<h4>活動4 クロストーク活動</h4> <p>秀吉がつくろうとした社会は、ABC 私たちのグループの考え方と比べて ABC 【全体での意見交換を通して個に】 全体での各グループの考え方の交換を通して、一人一人の考えを深める。</p>	<h4>活動5 学習の最後に課題に対する考えを書く</h4> <p>秀吉は、平和で安定した社会をつくりたかったんだ 最後は一人で、学習を振り返り、課題に対する考えをまとめる。 学習のはじめに書いた自分の考えと比べ、考えが深まっていることに気づくことができるようにする。</p>

ICTの利活用7+2

(参考：フューチャーインスティテュート株式会社によるICTの9類型)

- 1 興味喚起：学習内容に興味を持ってない児童生徒に対して、興味を持てるようにする。
 - 2 モチベーション喚起：外部からモチベーションを与え、学習意欲を高められるようにする。
 - 3 理解促進：現行授業で説明しにくい、わかりにくい部分の理解を深められるようにする。
 - 4 授業効率化：黒板等にも同じ地図や図、図形問題などを描く手間を省く。
 - 5 進捗確認、理解度確認：学習時間や問題での正誤判定などを記録する。
 - 6 教材拡充：これまで見せにくかった教材をわかりやすく見せる。
 - 7 表現手段、思考手段拡充：デジタルならではの表現や思考のオプションを増やす。
- ① 家庭との連携：緊急保護者メールやHPにより、連絡や学校の様子を保護者に伝える。
 ② 学習環境の拡充：教室外での学習環境を整備し、家庭学習を支援する。

思考ツールの活用

児童生徒の思考力を育成するためには、一人一人が自分で考えたり、対話したりすることを通して、共通点や相違点を見出したり、多様な考えを統合したりして、自分の考えを表現することが大切である。頭の中にある知識や新しく得た情報を一定の視点や枠組みにしたがって書き出す思考ツールは、思考を可視化するうえで有効である。

1 思考ツールの効果

- ① 思考の可視化：思考を目で見えるようにすることで、比較したり、関連付けたりすることができるようになる。
- ② 思考の整理：自分や友達のをグルーピングしたり修正したりしやすい状況が生まれ、新たな考えにつながる。

7



平成28・29年度 文部科学省委託事業
「アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善のための実践研究」
～産官学民の知のリソースの活用～

人工知能では代替できない能力の育成

人工知能を活用できる力の育成

21世紀型スキルの育成

汎用的スキルの育成

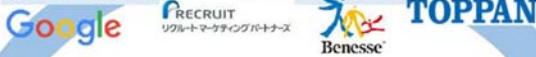
非認知スキルの育成

戸田市版「アクティブ・ラーニング ルーブリック」の開発

(育てたい資質・能力ルーブリック × 指導用ルーブリック × 児童生徒自己評価用ルーブリック)

ICT機器を活用した教育の推進

(Google、リクルート、ベネッセ、凸版との連携)



埼玉県学力・学習状況調査 (IRT) の活用

市内教員質問紙調査結果の活用

<全小・中学校> (慶應大学・国立教育政策研究所との連携)



主体的・対話的で深い学び
(アクティブ・ラーニング)
による不断の授業改善

戸田市AL実践協議会

有識者委員による
本事業研究への指導助言

<委員>

- ・学識経験者
- ・民間教育企業関係者
- ・県教育委員会関係者
- ・市内小・中学校長

エビデンスベースによる授業改善

- ・全国学力・学習状況調査の活用
- ・戸田市「授業が分かる」調査の活用

協調学習の推進

(CoREFとの連携)



アクティブ・ラーニング研究員授業研究

(ベネッセとの連携)



学習到達度テスト(国・算・数)の実施

<全小・中学校> (ベネッセとの連携)

中学校合科型テストGPSの実施

<戸田中・笹目中> (ベネッセとの連携)



研究拠点校 (戸一小、戸二小、喜沢小、笹目東小、芦原小、戸田中、笹目中)

8

教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの 視点からの学習・指導方法の改善に関する実践研究

アクティブ・ラーニングのエビデンス検証

学習・指導方法の改善及び検証

(手立て1) ALの視点からの学習・指導方法の工夫・改善

- ① ALの6つのチェックポイントを活用した授業づくり
- ② 研究員によるチェックポイントを用いた授業の振り返り
- ③ 効果的な学習・指導方法の吟味

アクティブ・ラーニング研究員による授業研究会

<拠点校7校：研究員各校2名>

- 年間7回の授業研究会を実施(6月～1月)
※ALの6つのチェックポイントによる振り返り
- 授業ビデオ・プロトコルを基に細部に渡り、授業評価を行う。

(手立て2) 検証

- ①埼玉県・全国学力・学習状況調査結果分析
- ②「授業が分かる」調査結果分析
- ③市学力確認問題の実施及び結果分析
- ④教員質問紙調査分析

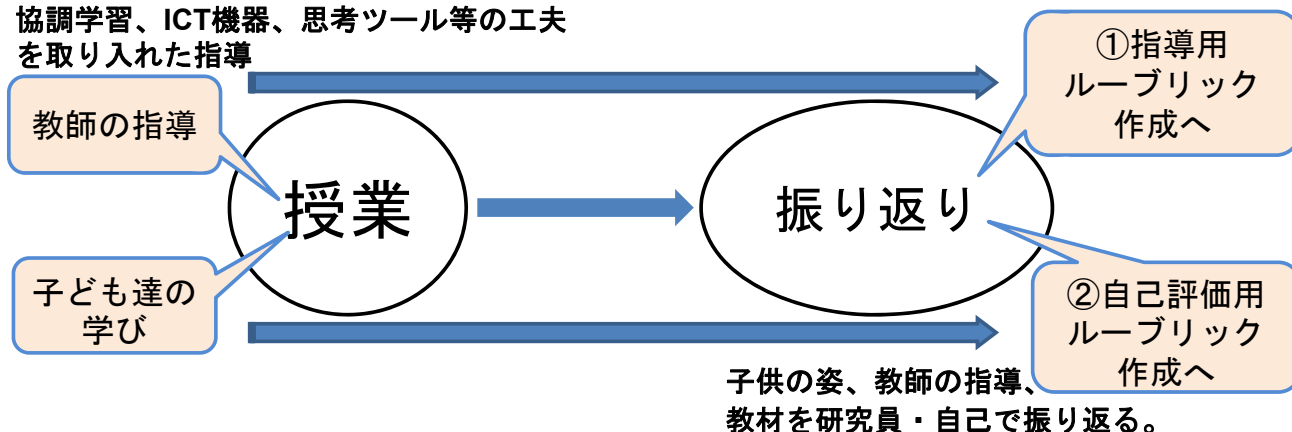
9

アクティブ・ラーニング研究員について

<目標>

- ・ A L を効果的に行うための**指導用ルーブリック**を作成すること
- ・ **児童生徒自己評価用ルーブリック**を作成すること

協調学習、ICT機器、思考ツール等の工夫を取り入れた指導



県学調を基にした、学力を伸ばすための効果的な指導

授業後の**協議会**、**ビデオ**、**プロトコル**を用いた振り返りをとおり、指導要素を抽出していく。

10

アクティブ・ラーニング研究員について

A L 授業研究会一覧

	授業者	単元名・題材名	学年	指導方法
理科	久保 慶	「動物の生活と生物の進化」	中2	知識構成型ジグソー法 ミライシード
社会	前田 桃子	「水産業のさかんな地域」	小5	知識構成型ジグソー法 ミライシード
道徳	伊藤 綾香	「絵葉書と切手」 B友情・信頼	小3	ミライシード (ムーブノート) 少人数話し合い
道徳	横地 真央	「ブランコ乗りとピエロ」 B寛容	小6	ミライシード (オクリンク)
国語	船越 朋子	「ふたりでかんがえよう」	小1	ミライシード (オクリンク)
算数	花野 嘉則	「並べ方と組み合わせ方」	小6	少人数話し合い
社会	上田 茂	「検討中」		

11

授業分析（教室を科学するために...）

議論評価サービスシステムを活用した授業分析

（株式会社ハイラブルとの共同研究）

芦原小学校での授業研究会（**教員による協議**）に導入

戸田第一小学校、戸田第二小学校での授業研究会（**授業**）に導入



12

授業分析（教室を科学するために...）

<3つのメリット>

- グループでの学び合いを録音し、**再生・保存**できる。
- 協議会の際、**音声再現を基に発話分析・指導方法**の吟味ができる。
- 子供の変容に**何が起因**となったかを科学的に分析できる。



 授業分析



13

ルーブリックについて ～指導用～

AL 6つのチェックポイント (授業をみる視点)	指導用ルーブリック		
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学校
1 子供が目標を理解し、課題に興味をもって取り組んでいたか。			
2 子供が学習の見通しをもつことができていたか。			
3 子供が自分の考えを表現することができていたか。			
4 子供が友達の発言を受け止め、自分の意見と比べていたか。			
5 子供が「分かったこと」「やったこと」や「できたこと」など、学びの成果や課題を実感していたか。			
6 子供が思考・判断・表現する活動を通して「見方・考え方」を働かせていたか。			

14

ルーブリックについて ～児童生徒自己評価用～

AL 6つのチェックポイント (授業をみる視点)	自己評価用ルーブリック		
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学校
1 子供が目標を理解し、課題に興味をもって取り組んでいたか。			
2 子供が学習の見通しをもつことができていたか。			
3 子供が自分の考えを表現することができていたか。			
4 子供が友達の発言を受け止め、自分の意見と比べていたか。			
5 子供が「分かったこと」「やったこと」や「できたこと」など、学びの成果や課題を実感していたか。			
6 子供が思考・判断・表現する活動を通して「見方・考え方」を働かせていたか。			

15

今後の予定

時 期 (月)	研究活動	内 容
H29. 11月	第2回実践協議会	○実践協議会委員による指導・助言 ○実践研究の進捗確認と方向性修正 ○研究のまとめに向けての協議
H30. 1月	戸田市学力調査の実施	○児童生徒の実態把握と調査結果活用による指導の焦点化
H30. 2月	本事業研究報告書作成	○ループリックの完成
H30. 3月	事業完了報告書作成	○H28、H29におけるエビデンス検証

報告事項

平成29年第12回教育委員会(定例会)

平成29年12月14日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成29年第5回戸田市議会定例会（12月）教育関連一般質問 件名・概要について…… 1
- ② 戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について…………… 11
（学務課）
- ③ 平成29年度第47回戸田市児童生徒作品展覧会について…………… 12
（教育政策室）
- ④ 第64回文化財防火デーに伴う文化財防火点検等の実施について…………… 14
（生涯学習課）
- ⑤ その他

平成29年第5回戸田市議会定例会（12月）教育関連一般質問 件名・概要について

浅生和英議員（戸田の会）

1 全国瞬時警報システム（Jアラート）への対応について

- (2) 小中学校において、登下校中や在校時における対応は。
- (3) 小中学校において、登下校中や在校時以外についての指導は。

→ (2)(3)まとめて答弁

はじめに、Jアラートが発信されたときの各学校における対応については、文部科学省や埼玉県教育委員会からの通知を受け、各学校が定める学校安全マニュアルにおいて、児童生徒の避難誘導等の安全確保の方策を位置づけるとともに、全教職員で共通理解を図るように周知したところである。具体的な避難行動としては、児童生徒が在校時や登下校時であるか否かにかかわらず、Jアラートが発信されたときには、屋外にいる場合は、近くの建物の中に避難する、建物がない場合には、ものかげに身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するといった行動がとれるように指導している。

また、各学校においては、Jアラートが発信された場合の避難行動について避難訓練を実施したり、計画したりしている。その中で、登下校時など、教師が不在の場面での適切な行動についても全体指導するとともに、日頃から家庭で話し合いをもっておくことが大切であるという内容についても、各学校から啓発をしているところである。

いずれにしても、自然災害同様、ミサイル発射もいつ何時起こるかはわからない。マニュアル通りにはいかないということを想定しつつ、いざというときに、自らの身は自らが率先して守るという行動がとれるよう、今後も学校に働きかけていく。

(4) 学校開放時の校舎・校庭利用団体については。

→ 何よりも大切なものは、人の命である。

有事の際は、学校開放利用団体の皆様の判断により、学校の校舎が安全であると判断された場合は、校舎の窓を割って扉を開けて、校舎に避難していただいて構わない。

しかし、学校の窓を割るということは危険を伴うこと、有事の後の学校の授業再開のこと、学校により施設の状況も違うことなどから、有事の際は、どの窓を割って校舎に入った方が良いかなど、学校開放運営委員会の時に学校開放利用団体と学校側とで、よく協議するよう通知したところである。

むとう葉子議員（日本共産党）

1 中学校の部活動について

中学校の部活動は、本来、子供の成長や発達を助けるものであるが、一部の部活動では勝利至上主義・成果主義であり、過剰な指導に苦しんでいる生徒もいる。

- (1) 義務教育において、部活動のあり方は、どうあるべきと考えているか。
- (2) 教職員の多忙化は、部活動の顧問をしていることが原因の一つと考える。今後、この問題をどのように解決していくのか。

→ (1)(2)まとめて答弁

国が定める学習指導要領において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等により学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、重要な学校教育活動の一環であるとされているとおり、戸田市教育委員会としても、大変意義のある教育活動と認識している。

一方で、地域の方々の協力、社会教育施設や社会教育団体と連携するなど、持続可能な運営体制を整えるようにすることともされており、近年の教員の勤務実態に関する調査結果や働き方改革の流れを踏まえ、国においても部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを作成するための検討が進められているところである。本市においても、昨年度から国の委託事業を受けて学校現場の負担軽減に関する取組を全国に先駆けて進めてきており、その一貫として、今年度は新たに部活動の在り方検討委員会を設置し、休養日や活動時間の設定、外部人材の活用などについて調査・研究を進めているところである。構成委員は、教育委員会事務局だけでなく、校長や顧問などの学校代表者、部活動指導員、PTAに委嘱しており、現在、本市における部活動の実態を把握するためのアンケートを全教員、全中学校の1・2年生と保護者に対して実施しているところである。この取組については、国や他自治体からも大変注目されている。今後も、教員や生徒、保護者等の意見も踏まえつつ、本市のガイドラインの作成を進めていく。

- (3) 生徒と保護者に部活動の定義を十分説明して、活動方針の理解を得る必要があるのではないか。

→ これまでも、市内各中学校では、十分に時間をかけて自分にあった部活動を選択できるよう、様々な取組を行っている。

たとえば、小中一貫教育の取組の一つとして、学校公開の際に小学6年生の部活動の見学や体験を行ったり、入学前の新入生保護者説明会で、学校から部活動の意

義や各部活動の活動形態、費用等を詳細に説明したりしている。また、入学後のオリエンテーションや仮入部期間などを設定するなど、生徒や保護者への説明を重ねながら、納得の上で部活動を決定している。さらに、毎年、部活動保護者会を開催し、保護者の要望や意見を十分に聞きながら部活動運営を行っている。

一方、十分に説明をしても、生徒や保護者の部活動に対する要望は千差万別であり、それぞれの要望を調整することは、どの学校、どの部活でも顧問が一番悩むところである。例えば、顧問が生徒の自主性に任せて自発的な活動の範囲で行いたいと考えていても、もっと練習や試合をやってほしいと思う生徒・保護者もいるし、逆に、顧問が県大会などを目指して一生懸命練習していこうと思っても、ほどほどの活動でよいと考える生徒・保護者もいる。全生徒・保護者が満足するということは大変難しいことであり、その中でも顧問は苦勞しながら生徒の健全な成長や発達のために日々部活動運営に尽力している。学校と顧問は、生徒・保護者と話し合い、部活動運営を行っているが、個々に様々な課題等があれば、保護者の方々は学校と十分相談してほしいと考えている。

市としては、今後も、適正な部活動運営が行われていくよう、学校への支援・指導に努めていく。

3 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

(1) 中学校は、新入学生徒学用品費の入学前支給が可能となったが、小学校での実施は、さまざまな問題があり、研究課題となっていた。その後は、どのように検討されているか。

→ 昨年9月の花井議員及び今年6月の手塚議員に対する答弁でも申し上げているとおり、本市においては、新入学児童生徒学用品費の支給時期について、以前から事務の改善等を進めている。

さらに、独自に検討を行い、平成30年度に中学校に入学する現在の小学6年生を対象として、今年度から入学前支給を実施するための準備を進めているところである。

なお、新小学1年生に対する入学前支給については、支給対象が未就学児であることから、申請方法やシステムの対応など、様々な課題があり、研究を進めてきた。この結果、事務運用の見直し及びシステムの改修により対応できる見込みがたったことから、平成31年度に入学する新小学1年生を対象として、来年度から入学前支給を実施できるように必要な予算要求等の準備を進めているところである。

花井伸子議員（日本共産党）

2 戸田市立図書館リニューアルについて

来年度から始まる図書館本館の大規模改修に向けて、市民から長期閉館中への対応を求めて、以下の点で要望が出されている。検討すべきでは。

(1) 全館閉館にするのではなく、可能な場所での開館を図れないか。

→ 来年度予定している図書館・郷土博物館の設備改修工事に伴い、図書館本館は、平成30年7月から平成32年3月まで休館する。

工事内容は、建物全体に係る空調機器の交換、天井材の張り替えを伴うダクトや照明設備の交換、衛生設備の交換やエレベーターの入替えなどを予定している。

工事期間中は、職員が建物内に立ち入ることができないことから、着工前に心身障害者福祉センター内に仮事務所を設け、移転先で業務に当たることとなる。

議員御質問の「可能な場所での開館」であるが、他の公共施設の活用については、それぞれの施設ごとに利用目的があるため、施設の一部であっても図書館の代替とすることは大変困難であると考えます。

代替の窓口として、予約資料の貸出し、返却等ができる配本所を新曽福祉センター内に設けることを検討しているため、御理解いただきたい。

(2) 休館中に移動図書館を実施できないか。

→ 移動図書館については、いわゆる図書を載せた自動車を巡回して本の貸出しを行う、図書館法でいうところの自動車文庫であると考えます。

これを実施するには、新たに自動車の購入や運営に係る諸経費等が発生することから、どの程度の需要があるかなど費用対効果について、今後、調査・研究する。

金野桃子議員（戸田の会）

2 図書館及び郷土博物館について

(1) 図書館及び郷土博物館の設備改修工事に伴う長期閉館について。

→ 図書館本館及び郷土博物館の建物については、昭和58年の建設から34年を経過し、施設の経年劣化が深刻な状態となっている。

そこで、公共施設中長期保全計画に基づき、建物の長寿命化を図るため施設を休館し、先ほど花井議員の質問にお答えした改修工事を行うこととなった。その際、工事の支障となる館内資料等の整理や搬出入を行うため、工事期間の前後についても休館とするものとする。

休館期間は、郷土博物館が平成30年4月から、図書館が平成30年7月から、

それぞれ平成32年3月までとなる。

(2) 閉館中の図書館サービスについて。

→ まず、図書館を運営していくための人員体制について説明する。現状は正規職員8名と非常勤職員12名で業務を行っているが、平成30年度は、正規職員4名と非常勤職員の司書4名で業務に当たる予定となっている。

次に、図書館の業務については、主に窓口業務や選書のほか、講座等の行事がある。

休館中は、利用者、職員ともに館内に立ち入ることができないため、窓口業務については、代替措置として、新曽福祉センター内に配本所を開設する方向で検討している。

ここでは、戸田公園駅前配本所と同様に、予約資料の貸出し、返却、借りている資料の返却期限の延長、新規の貸出券登録やリクエスト受付等の業務を行う。他の図書館施設と同様に、資料の検索・予約や自身の貸出状況・予約状況確認ができる利用者端末機も設置する。しかし、蔵書を持たない図書館の窓口となるため、団体貸出し、レファレンス、複写などのサービスについては実施できないこととなる。

窓口業務以外の業務については、心身障害者福祉センター内に開設する仮事務所にて行う。主な業務は、全館の資料の選定・発注・受入、延滞資料の督促、相互貸借、ブックスタート、ホームページでの情報発信などである。

休館中の本館分の新規受入資料は上戸田分館の書庫で保管し、利用に供する。なお、本館所蔵資料の中から貸出利用が多い約1万点を上戸田分館書庫に移設し、本館休館中に利用できるようにする。

古典講座、文学講座、出前講座、音訳ボランティア養成講座については、他の施設の居室をその都度借り、回数を減らすなど縮小して実施する予定である。

自習席については、各公共施設の利用目的がある上、定期的な場所の確保が困難なことから、開設は難しいものとする。

(3) 閉館中の博物館サービスについて。

→ まず、郷土博物館を運営していくための人員体制について説明する。現状は正規職員4名と非常勤職員の学芸員が2名、教育支援員が2名、パートタイマーが5名で業務を行っている。平成30年度は、正規職員2名のほか非常勤職員の学芸員として、年間を通しての2名と9月までの半年間雇用2名に削減して業務に当たる予定となっている。また、パートタイマーについては、9月までは5名、10月以降は1名となる予定である。

次に、郷土博物館の業務については、①展示、②調査・研究、③収集・整理・保

存、④教育普及の4本柱で行っている。

休館中は、館内に立ち入ることができないため、①の展示活動については休止となる。しかし、平成32年度の一部リニューアルに向け、常設展示室の展示計画に着手することとする。

②の調査・研究活動については、文献資料の研究と調査報告書の作成を行う。③収集・整理・保存活動は、仮設の事務室に移動してからは、歴史的公文書の整理を進め、寄贈資料等の申出に対応する。事務所を移転するまでの約6ヵ月間は館内資料を精査し、留置する資料については適切な養生を施し、仮設収蔵庫等に移動させるものは適正に管理できるよう台帳を整備する。

次に④の教育普及活動は、当館がこれまで力を入れてきた博学連携事業を中心に行う。通常であれば、市内の12の小学校3年生と6年生が博物館に来館し、実物資料を見て、触れて、体験する学習を行っているが、休館中は、当館での学習はできないこととなる。そこで、授業に有効と思われる資料をあらかじめまとめた上で貸し出すこととする。また、要望があれば、資料とともに学芸員を出張授業に派遣することとする。

以上、図書館、郷土博物館ともそれぞれ休館に向けて着実に準備を進めているところである。

十川拓也議員（戸田未来の会）

3 教育について

(1) 戸田市におけるプログラミング教育について。

① 本市の現状と方向性について。

→ 小学校では、平成32年度から本格実施される次期学習指導要領においてプログラミング教育が必修化という方針が出された。ただし、プログラミングという新たな教科としての位置づけではなく、その実施については、既存の教科と関連させたり、総合的な学習の時間で実施したりするなど、時間数や内容は、各自治体や学校の裁量に任されている状況である。

そこで、本市では現在、全ての学校で一定程度、共通した取組が行えるよう、研究授業や研修会など、様々な取組を行っているところである。

プログラミング教育については、先進的に取り組んでいる自治体は、全国的にもまだ少ない状況である。そのような中、本市では、最先端のプログラミング教育を普及・推進している、文部科学省・総務省・経済産業省が民間企業等と連携して設

立した「未来の学びコンソーシアム」の運営協議会委員を教育長が務めたり、インテルやベネッセなど産官学民の知のリソースを積極的に活用したりしながら、全国に先駆けた取組を進めているところである。

現在、教育委員会において、プログラミング教育に係る9年間の小中一貫カリキュラムの作成を進めており、平成32年度には、全小・中学校で本格実施を開始する予定である。

② 教員の指導力向上に向けた取り組みについて。

→ 議員御指摘のとおり、プログラミング教育の実施にあたっては、教員の指導力向上が不可欠となる。総合的な学習の時間や様々な教科の中で実施するためには、教員の研修を充実させることが重要となる。

教育委員会では、企業等との連携だけでなく、日本のプログラミング教育を席卷する多くの有識者を各学校の校内研修会や、夏季休業中の教育センターにおける教員研修に招聘することで、教員の指導力向上に努めている。

(2) 学校における働き方改革について。

① 戸田市の教職員在校時間の現状について。

→ 本市では市内全小・中学校で在校時間調査を行い、毎月、教職員の勤務時間外在校時間の集計を行っている。平成28年度は、小学校教諭で、ひと月あたり平均約52時間、中学校教諭で平均、約61時間となっている。

このような結果から、戸田市内の小・中学校教諭は、1日平均約2～3時間の勤務時間外在校時間となっている。

② 業務改善の取り組み状況について。

→ 学校における教員の勤務状況の実態等を踏まえ、本市では、全国に先駆けたさまざまな教員の負担軽減のための取組をこれまでにしている。

例えば、業務の電子化による効率化を図るため、教員一人に一台のパソコンを貸与するとともに、校務支援システムを導入している。平成23年度から導入した本システムにより、教員の事務に係る業務の時間短縮や負担軽減につながっている。本年9月にはシステムを更新し、さらに現場の実態に合った機能を拡張してバージョンアップしている。

また、教職威の勤務時間を把握するため、これまで、教員が手作業で入力していた在校時間調査を、今年度からパソコンによる電子化としたところである。これにより、教員のデータ入力の負担や管理職の集計作業の負担を軽減することができた。このことにより、教員が自分の在校時間を客観的に把握することができ、自身の働

き方を見直すきっかけにもなっている。

さらに本市では、教員の休暇取得を促進することを目的として、夏季休業中の8月11日～16日までの6日間を学校閉庁日として、今年度から設定したところである。

その他、小学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの増員等によるチーム学校体制の充実、不要不急な時間外の対応を減らすための留守番電話の設置、校務員による教員の印刷業務への支援、学校現場の管理職や教諭・事務職員をメンバーとする戸田市負担軽減検討委員会の開催等、人的支援、環境整備等の両面で学校の負担軽減を進めているところである。

なお、これらの取組は、昨年度に取り組んだ文部科学省の委託事業である「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」の成果を受け、引き続き本市として主体的に取り組んでいるものである。

中央教育審議会から平成29年8月31日に示された「学校における働き方改革における緊急提言」では、全国の学校で、今後取り組んでいくべき多くの具体的な内容が示された。しかし、本市では、教育委員会と学校現場が率先して本気で業務改善に取り組んできたので、ほとんどの取組を既に実施しているという状況である。このような自治体は、まだ、全国的にもおそらく本市ぐらいであると認識している。

また、本市における産官学民との連携事業は、最先端の質の高い知のリソースの活用により、教えと学びの効率化にもつながっていると考えており、産官学民との連携を推進することこそ、教職員の負担軽減に資するものと考えている。

今後、学校を支える教員が生き生きと働き、本市で学ぶ児童生徒の教育の充実を図るためにも、引き続き、教員の働き方改革、負担軽減の取組を推進していく。

三浦芳一議員（公明党）

2 学校施設の現状と見直しについて

(1) トイレの利用状況と、洋式化への促進について。

→ 学校トイレ改修計画は、平成12年度から平成23年度で、きれいなトイレにしようという趣旨のもと、トイレの経過年数等を考慮して作成し、その計画に基づき工事を実施してきた。

これまでも学校を通して、子供たちの意見・アイデアをきき、その内容を踏まえ設計を行なってきた。衛生面や節水効果では洋式の方が優れ、学校は災害時の避難所になることもあり、国も洋式化を進めていることもあるため、今後もトイレ改修

の際には、洋式トイレを設置する考えである。

現在、公立小・中学校のトイレ洋式化の全国平均が43.3%であるなか、戸田市では、65%が洋式トイレである。

家庭で洋式トイレしか使ったことのない子供たちが、学校で排便する時には、洋式トイレを優先する状況である。

しかし、遠足や校外活動等の場所では、未だ和式トイレも多いことから、小学校の保護者会では、家庭で和式トイレの練習をお願いしたり、1年生には、学校で和式トイレの使用方法を練習したりすることもある。

いずれにしても、学校の建て替えや、設備改修に併せて、順次、洋式トイレに移行していく。

(3) 喜沢小学校の「サッカーゴールポスト」など、運動用具の安全性と老朽化対策について。

→ 学校の遊具については、教職員による定期的な点検や学校によっては保護者と一緒に点検を行っているところもある。また、2年ごとに専門業者による点検を実施しており、本年10月に専門業者による点検を行っている。その中で、危険と判断された遊具については、すぐに使用禁止としている。

専門業者からの報告により修繕が必要なものは、安全性を最優先しながら優先順位を検討し、修繕等を行う予定である。

喜沢小学校のサッカーゴールについては、既に、亀裂、破損等の報告があるため、児童が安全に使用できるように迅速に対応する。

石川清明議員（公明党）

1 糖尿病重症化予防について

(4) 生活習慣病予防教育について。

→ 子供の肥満や、若い世代からの生活習慣病の増加など、現代的な健康課題が多様化、深刻化している中、健康・保健に関する知識の向上や、正しい生活習慣、食習慣の形成は大切なことだと考えている。

各小・中学校における生活習慣病の予防のための教育については、国が定める学習指導要領にも位置付けられており、各学校において計画的に実施している。具体的には、小学校6年生の体育の保健分野の授業において、生活習慣病とはどのような病気であるのか、どうすれば予防できるのかについて調べ学習を行ったり、望ましい生活習慣を身に付けることの重要性について学習したりしている。また、中学

校3年生の保健体育の授業では、生活習慣病は、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こることや、その予防についても具体的に学んでいる。

さらには、家庭科の授業でも、食育の視点から生活習慣病について考え、健康によい食習慣を身に付けられるよう学習する。

なお、本市においては、市独自の取組として、小学校4年生の希望者が小児生活習慣病の予防検診を受診することができ、生活習慣病の早期発見にも努めている。

戸田市立中学校学校選択制による入学希望校申込結果について

平成29年11月18日抽選会実施後

学 校 名	通学区域内で 希望した児童数 (人)	通学区域外から 受け入れる児童数 (人)	通学区域外児童 受入定員数(人)	合計人数(人)
戸田中学校	245	20	20	265
戸田東中学校	129	13	35	142
美笹中学校	88	1	35	89
喜沢中学校	153	15	35	168
新曽中学校	325	15	20	340
笹目中学校	179	35	35	214
戸田中学校 (特別支援学級)	5	0		5
美笹中学校 (特別支援学級)	2	0		2
喜沢中学校 (特別支援学級)	1	0		1
笹目中学校 (特別支援学級)	2	3		5
合 計	1, 129	102		1, 231

※ 戸田中学校及び笹目中学校については抽選会を実施しました。

報告事項③

平成29年度 第47回 戸田市児童生徒作品展覧会について

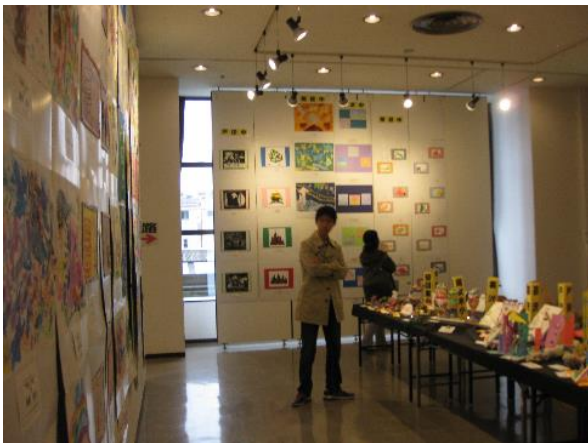
- 1 期 日 平成29年11月18日(土) 9:00~16:30
平成29年11月19日(日) 9:00~14:00
- 2 会 場 戸田市文化会館
- 3 出品基準
- (1) 書 写 各学級1点
 - (2) 図画工作・美術
 - ①平面 各学級1点
 - ②立体 学級数の半分の点数
 - (3) 家庭(小) 各学級1点 5・6年生のみ
 - (4) 家庭(中) 学級数の半分の点数
 - (5) 技術(中) 学級数の半分の点数
 - (6) 特別支援学級(小) 1人平面または立体 1点
 - (7) 特別支援学級(中) 1人平面または立体 1点
- 4 出品数 1,204点(小学校819点 中学校385点)
- ・小学校 : 書写 245点、
図工・美術(平面) 270点、(立体) 126点
家庭 75点
特別支援 103点
 - ・中学校 : 書写 91点
図工・美術(平面) 105点、(立体) 47点
家庭 50点、技術 42点
特別支援 50点
- 5 参加者数 3,166人
- ・小学校 : 児童 1,032人 保護者 1,562人
 - ・中学校 : 生徒 137人 保護者 356人
 - ・来賓・一般・学校職員 79人

平成29年度 第47回戸田市児童生徒作品展覧会

実施日 平成29年11月18日(土) 9:00~16:30

19日(日) 9:00~14:00

会場 戸田市文化会館



11月18日(土)19日(日)、戸田市文化会館にて第47回戸田市児童生徒作品展覧会が開催されました。

今年度から2日間の開催となりましたが、3,166人と大変多くの方に、御来場いただきました。

皆様の御理解、御協力に感謝いたします。

報告事項④

第64回文化財防火デーに伴う文化財防火点検等の実施について

1 目的

第64回文化財防火デー（毎年1月26日：法隆寺金堂壁画焼失の日）に関連して、市内の貴重な財産である文化財を火災から保護することを目的とし、市内寺社において文化財の管理状況の調査及び防火設備等の点検を行う。また消防本部主催の文化財保護訓練について参加する。

2 日時

平成30年1月26日（金）

保護訓練：午前9時30分から11時00分まで

防火点検：午後1時30分から3時40分まで

3 場所

保護訓練： 常福寺 （戸田市中町 2-4-11）

防火点検： ①笹目神社 （戸田市笹目 6-28-7）

②妙顕寺 （戸田市新曾 2438）

③光明寺 （戸田市上戸田 2-9-7）

4 参加機関

- (1) 戸田市消防本部・消防署
- (2) 戸田市消防団
- (3) 戸田市教育委員会生涯学習課
- (4) 常福寺、笹目神社、妙顕寺、光明寺



H28 文化財搬出訓練（観音寺）

5 実施項目

保護訓練

- (1) 初期消火訓練（常福寺関係者）
- (2) 通報訓練（常福寺関係者）
- (3) 避難訓練（常福寺関係者）
- (4) ホース延長及び中継訓練
- (5) 文化財搬出訓練
（生涯学習課：文化財の確認、管理）
- (6) 傷病者搬出、搬送訓練
- (7) 一斉放水訓練



H28 一斉放水訓練（観音寺）

防火点検

- (1) 防火設備の点検（消防本部）
- (2) 文化財の管理状況の調査（生涯学習課）



H28 防火点検（常福寺）

※写真はいずれも昨年度の実施状況です。